

香川県条例第12号

香川県砂防指定地管理条例の一部を改正する条例

香川県砂防指定地管理条例（平成15年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(占用料の額) 第13条 略</p> <p>2 砂防設備の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものに係る前項の規定の適用については、同項中「<u>乗じて得た額</u>」とあるのは、「<u>乗じて得た額に1.08を乗じて得た額</u>」とする。</p>	<p>(占用料の額) 第13条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、第5条第1項又は第6条第2項の規定により許可をした占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p> <p>2 砂防設備の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものに係る前項の規定の適用については、同項中「<u>乗じて得た額</u>」とあるのは、「<u>乗じて得た額に1.05を乗じて得た額</u>」とする。</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。